



令和6年3月19日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令」について

令和2年7月豪雨による災害により被害を受けた地方公共団体の財政負担を軽減するため、当該災害に係る災害対策債等についての発行可能年度を延長する政令を、本日（3月19日（火））の閣議で、以下の通り決定しました。

I 政令の概要

●発行可能年度の延長

令和2年7月豪雨による災害に係る災害対策債等について、令和6年度にも発行を可能とします。

※ 令和2年7月豪雨による災害に係る災害対策債等については、これまでも発行可能年度の延長を行ってきたところ、令和6年度についても発行が見込まれることから、今般の改正を行うものです。

II 今後の予定

3月25日（月） 公布

4月1日（月） 施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（総括担当）付 佐々木、高野

TEL：03-5253-2111（代表、内線51219・51218） 03-3501-5408（直通）